別紙

水　　戸　　市

　申請地を水戸市内とする建築確認を水戸市又は指定確認検査機関に申請する場合には次の項目についても調査、手続き等を行ってください。

１　次の条例、又は要項に該当する場合には、その条例、要項に従い手続きを行ってください。

　①　水戸市中高層建築物等の建築に係る手続き等に関する条例　（□該当する・□しない）

　②　水戸市都市景観条例　　　　　　　　　　　　　　　　　　（□該当する・□しない）

　③　水戸市における建築物に附置する駐車施設に関する条例　　（□該当する・□しない）

　④　水戸市共同住宅等に係る駐車場等の確保に関する指導要項　（□該当する・□しない）

注1　①については、建築確認申請、建築基準法又は水戸市建築基準条例に基づく認定又は許可の申請をしようとする日のうち、いずれか早い日の40日前までに標識設置届を水戸市に届出し、標識の設置を完了してください。

注2　②・③・④については、建築確認交付前までに完了してください。

２　4ｍ未満の道路（法第42条第2項道路）に申請敷地が接する場合の対応について。

　①　道路境界は明確となっていますか。　　　　　　　　（□明確・□不明確）

　②　水戸市支給の後退杭を現地に設置しましたか。　　　（　　月　　日設置）

　③　セットバック内に構築物等は存在しますか。　　　　（□存在する・□存在しない）

注1　道路境界が不明確な場合には、当該道路を管理している管理者と協議のうえ道路境界を確定してください。

注2　後退杭をまだ設置していない場合には、杭の支給を受け申請敷地に設置してください。

注3　セットバック内に構築物等が存在する場合には、速やかに撤去してください。

注4　これらの事項は建築確認申請前までに完了してください。

３　次の事項については、建築確認申請前までに関係する部署、又は当該施設を管理する管理者と協議を行ってください。

①　浄化槽等の排水を公共下水道、都市下水路、道路側溝、水路等に放流する場合。

②　都市施設（都市計画道路、都市計画公園等）、又は市街地開発事業（土地区画整理事業、市街地再開発事業等）の区域内又は隣接して建築を行う場合。

③　その他　道路改良計画区域、埋蔵文化財

４　建築確認申請に際し、建築計画概要書又は確認申請書に次の書類を添付してください。

　①　法務局備え付けの公図の写し

　②　その他

５　都市計画法関係　該当する欄があれば□に印と許可事項等を記入してください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| □開発許可（法29条） | ：許可年月日 | 平成　　年　　月　　日 | 番号第　　　　号 |
|  | 検査済証年月日 | 平成　　年　　月　　日 | 番号第　　　　号 |
|  | 制限解除年月日 | 平成　　年　　月　　日 | 番号第　　　　号 |
| □建築許可（法43条） | ：許可年月日 | 平成　　年　　月　　日 | 番号第　　　　号 |
| □既存宅地（法43条） | ：確認年月日 | 平成　　年　　月　　日 | 番号第　　　　号 |
| □60条証明書（規則60条） | ：証明年月日 | 平成　　年　　月　　日 | 番号第　　　　号 |
| □都市計画施設（法53条） | ：名称 | | 幅員　　　　　ｍ |
|  | 許可年月日 | 平成　　年　　月　　日 | 番号第　　　　号 |
| □風致地区（法58条） | ：許可年月日 | 平成　　年　　月　　日 | 番号第　　　　号 |

６　他法令等について　該当項目があれば、許可等の手続きを行ってください。

|  |  |
| --- | --- |
| ①　農地法（地目名　　　　　　　　） | （□該当する・□しない） |
| ②　河川法（河川区域・河川保全区域） | （□該当する・□しない） |
| ③　森林法（保安林区域・地域森林計画対象民有林） | （□該当する・□しない） |
| ④　土地区画整理法（東前第二・第四土地区画整理地内） | （□該当する・□しない） |
| ⑤　都市再生特別措置法（立地適正化計画区域） | （□該当する・□しない） |
| ⑥　電波法（電波伝搬障害杭k） | （□該当する・□しない） |
| ⑦　建設リサイクル法 | （□該当する・□しない） |